

危機管理マニュアル

学校法人 天王学園幼稚園

【危機管理マニュアル 目次】

I 危機管理における指揮権

1. 基本的指揮権
2. 園内において危機的状況が発生した時の指揮権順位
3. 園外保育における指揮権順位
4. 行事等、特殊な状況

II 危機における予防と対応

1. 地震・津波発生時における対応
2. 大地震発生時の対応
3. 火災時における予防と対策
4. その他の自然災害における対応
5. 事故発生時における予防と対応
6. 事件発生時における予防と対応
7. 光化学スモック等大気汚染発生時における対応

はじめに

このマニュアルは、学校法人天王学園幼稚園における全ての教職員が、火災・災害・事故・事件等のあらゆる危機に対して、的確かつ迅速に対応または予防するために必要な事項を定めて園児・保護者・教職員の生命及び健康を守ることを目的とする。

危機管理の定義と適用

幼稚園における危機管理とは、火災・地震（津波）・風水害、その他の災害、食中毒、感染症、大気汚染、交通事故、その他の事故、事件など園児及び教職員に対して安全を脅かす全ての事象を対象とする。

その範囲は、天王学園幼稚園の全ての教職員に対して、施設及び敷地の内外、管理の有無及び時間帯を問わず、危機的状況が発生した場合は全ての園児を保護者に引き渡すまで、このマニュアルを最大限に優先し適用する。

I 危機管理における指揮権

危険発生時において的確な命令を指示する指揮権者の存在は絶対的に必要な事であり、指揮権者が不在の場合の次席者または、代行者を日常から選任しておくこと。選任された者はこのマニュアルの対応を基準に、園児・教職員の生命の保全を最大の目的として指揮しなければならない。

1. 基本的指揮権

基本的指揮権とは、日常の保育業務において命令・指示権を持つ者で順位としては次の通りとする。

- ① 理事長
- ② 園長
- ③ 副園長もしくは統括主任
- ④ 総務主任
- ⑤ 学年主任
- ⑥ 教諭

指揮権者は生命の安全を最大の目的とし、このマニュアルの対応規範的に指示を教職員に伝えることとする。

2. 園内において危機的状況が発生した時の指揮権順位

通常の保育時間中に危機的状況が発生した場合においては次の各号の順位に基づき指揮権命令を受ける。

指揮権者が不在又は、指揮を司ることができない場合は次位者が指揮者となることとする。

- ① 園長
- ② 副園長もしくは統括主任
- ③ 総務主任
- ④ 学年主任
- ⑤ 教諭

*複数職務者がいる場合は職務経験の長い順に指揮権者とする。

3. 園外保育において危機的状況が発生した場合の指揮権順位

- (1) 園外保育の場合・①園長 ②副園長・統括主任 ③総務主任 ④学年主任
- (2) お泊まり保育中・①園長 ②副園長・統括主任 ③総務主任 ④学年主任
- (3) 雪遊び ・ ・ ①園長 ②副園長・統括主任 ③総務主任 ④学年主任

4. 行事等、特殊な行事

入園式・参観日・夏祭り・公開保育・運動会・親子遠足・製作展・入園準備説明会・おもちゃつき大会・クリスマス会・生活発表会・修了証書授与式

1. 全体 ①園長
2. 園児 ①統括主任 ②学年主任
3. 保護者 ①男性教諭 ②フリー

特殊な行事

- プール祭り ・ ・ ①スイミング館長
②スイミング主任
③スイミングコーチ・幼稚園職員

※普段のプール指導時も同様です。

II 危機における予防と対応

1. 地震・津波発生時における対応

(1) 予防（事前の環境整備）

幼稚園で行う震災避難訓練は大規模地震において、子どもの生命を守る為の具体的な方法を教職員一人ひとり及び園児が身につける物である。そのためには、いつ地震災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切である。また、大正町や天王地域と密接な協力・連携が出来る関係を築いておく必要がある。

① 避難訓練の実施計画

- ・大規模地震を想定した訓練を実施
- ・緊急避難訓練の実施
- ・安全確認訓練の実施
- ・避難訓練通路・経路の確認
- ・非常時持ち出し備品の確認と使用方法の習得
- ・地震発生時における各職員の役割分担の確認

② 保護者への事前連絡

- ・保護者へは事前に緊急時における幼稚園の対応及び避難先を周知する。
- ・保護者からは毎年4月に緊急時引き渡しカードの再確認をする。

③ 施設整備の点検等

- ・地震時に転倒しやすい家具、電化製品、備品などが転倒防止されているか点検をする。
- ・地震後に、万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。
- ・消防設備の点検を専門業者に依頼する。
- ・定期的に非常ベルや警報サイレンのテストを実施し、全教職員が使用方法を知っておく。
- ・防火管理責任者を明示し、責任を持って日常の点検と整備をする。
- ・教職員は日常の保育環境を整備しておくとともに、保育の中で行動特性をしっかりと把握する。
- ・緊急連絡掲示用の掲示が出来るよう準備すること。

2. 大地震発生時の対応

1. 園舎内（遊び・活動・食事など）で地震が起きた場合

- ① 避難誘導係りは、園児が安心出来る言葉掛けをし、具体的に座布団を頭にのせ、姿勢を低くして落下物から身を守るよう指示し緊急避難させる。
- ② 避難誘導・救護係（教職員）はピアノ・窓ガラスその他の倒れやすいもの等から園児を遠ざける。
- ③ 園児及び教職員は、机の下やロッカーの中等に身を隠し揺れが収まるまで様子を見る。
- ④ 教職員はできるだけ速やかに戸や窓等を開けて避難口を確保する。
- ⑤ 揺れが収まったら、一時園庭に避難し、全園児と教職員の安全と人数確認を行い、初動消火係と情報伝達・指示係で施設の点検をし、園長又は、代理へ報告する。
- ⑥ 誘導係・救護係（教職員）は指示があるまで園庭に座って待機する。施設内には安全が確認できるまで立ち入らない。
- ⑦ 初動消火係は、速やかに火の元を閉じ、揺れが収まってからガスや配電盤を点検し安全を確認する。もし、施設内及び近隣において火災が発生した場合は消火活動を行う。
- ⑧ 情報収集係は、全園児と教職員の安全と同時に津波などの二次災害が起きる可能性を鑑み携帯やラジオ・インターネット等で情報を収集し園長へ報告する。

3. 保育室の園児

- ① 園庭では、塀・建造物から子供たちを遠ざけ出来るだけ中央の安全な場所に集めて座り、安心できる言葉掛けをし、揺れの収まりを待つ。
- ② 地面の亀裂・陥没・隆起・頭上の落下物に注意する。
- ③ どの場合でも、揺れが収まり次第、速やかに担任は園舎外の安全確認を行い、園庭の緊急避難場所まで誘導するとともに、園児の人数確認を行う。

4. 園外保育（万博公園など）

- ① 園外保育下見の際に目的地の避難場所を把握する。
- ② 地震が発生した場合の安全な場所の確認をしておく。
- ③ 園児の安全を第一に考え対応し落ち着いて行動する。
- ④ 揺れを感じたら直ちに園児を集め、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんで揺れが収まるのを待ち、その後、速やかに園児の人数確認をする。
- ⑤ 切れた電線などには絶対に触らないよう園児に注意をする。
- ⑥ ブロック塀・自動販売機・屋根瓦・ガラス・看板その他の落下物及び、転倒物に

注意をする。

- ⑦ 津波などの二次災害等がないか携帯かラジオ等で確認をする。
- ⑧ 携帯電話で幼稚園・園長・統括主任に連絡を入れ、必要な場合は幼稚園に応援を要請する。連絡がつかない場合は、フリー教諭が幼稚園にバスの無線で応援を求める。担任は園児と共に近隣の安全な場所で待機する。また連絡が取れない場合は現場の指揮権者の判断で行動する。
- ⑨ 全員無事で自力で園に戻れる場合は安全を確認しながら慎重に園に戻る。

5. 親子遠足

- ① 園外保育下見の際に目的地の状況を把握する。
- ② 地震が発生した場合の安全な場所の確認をしておく。
- ③ 園児の安全を第一に考え対応し落ち着いて行動する。
- ④ 親子遠足の最中に地震が起こった場合は直ちに中止し、園児・保護者の安全を確保してから避難場所へ移動する。その後、携帯電話等で幼稚園・園長・統括主任のいずれかに連絡を入れる。災害の状況により応援を求める。連絡が取れない場合は現場の指揮権者の判断で行動する。
- ⑤ 目的地に着くまでに起こった場合は、直ちに親子遠足を中止し、保護者に連絡メールを送信し、教職員は現地に向かい園児・保護者の安全を確保し避難場所へ移動する。

6. 登園降園時

登園降園時は異年齢集団であり保護者の出入りが激しい等、非常に流動的であることを念頭において、その場にあった対応が必要である、但し、基本的には「1. 園舎内（遊び・活動・食事など）で地震が起きた場合」を参考にし、その他の注意すべき点を以下の通りとする。

- ① 居合せた保護者に協力を求め、退避行動を教職員が指示する。
- ② 園長は、災害の状況により、その後の幼稚園の業務が維持できるかの判断をし保護者に連絡メールか連絡網で知らせると共に幼稚園玄関に張り紙などをして、徒歩通園の保護者にもすぐに分かるよう掲示する。

7. バス送迎時

- ① 園児の安全第一を優先し落ち着いて行動する。
- ② バス送迎中に地震が発生した場合は直ちにバス送迎を中止し、園児の安全を確保しバスの運転手及び、バス添乗員はバス停から一番近い避難場所（小学校や中学校・

公民館・グラウンドなど)へ園児を移送するとともに幼稚園に連絡し応援を求める。連絡が取れない場合は現場の指揮権者の判断で行動する。(避難場所がわからない場合は、近くの人に聞く。)

- ③ 窓ガラス・看板等の破片・落下物に注意する。特に切れた電線は直接又は水たまり・ガードレール等を通じて感電する恐れがあるので十分に注意する。

8. 預かり保育中

基本的には「1. 園舎内(遊び・活動・食事など)で地震が起きた場合」を参考にし、その他の注意すべき点を以下の通りとする。

- ① 居合せた保護者に協力を求め、退避行動をとる。
- ② 揺れが収まり次第、預かり保育出席名簿にて子どもの人数及び安全確認を行う。
- ③ 預かり保育の職員は教職員の指示に従って行動し、引き渡しに備える。
- ④ 揺れが収まり避難後、園児を保護者に引き渡すまでは最後まで職務にあたる。
- ⑤ 園長は、災害の状況によりその後の幼稚園の業務が出来るかどうか判断して、連絡メールや連絡網で保護者に知らせ、徒歩通園の保護者には、玄関等に張り紙をして周知させる。

9. 長期休暇の預かり保育中(春・夏・冬)

基本的には「1. 園舎内(遊び・活動・食事など)で地震が起きた場合」を参考にし、その他の注意すべき点を以下の通りとする。

- ① 居合せた保護者に協力を求め、退避行動をとる。
- ② 揺れが収まり次第、預かり保育出席名簿にて子どもの人数及び安全確認を行う。
- ③ 預かり保育の職員は教職員の指示に従って行動する。
- ④ 預かり保育職員は教職員の指示に従い、引き渡しカードを持って保護者に引き渡しを行う。
- ⑤ 教職員は園長に現状説明の連絡をする。
- ⑥ 連絡が取れない場合は教職員が現場責任者となり、危機管理マニュアルの通りに指示を出す。
- ⑦ 揺れが収まり避難後、教職員は園児を保護者に引き渡すまでは職務にあたる。
- ⑧ 園長は災害の状況により、その後、幼稚園の業務が出来るかどうか判断して、連絡メールや連絡網等で知らせ、玄関等に張り紙等をして周知する。

10. 残留園児の保護

保護者が保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は引き渡しカードに記載されている保護者が引き取りに来るまで第一次避難所（天王中学校）にて原則24時間は園児を保護する。

- ① 夜間や建物の倒壊や火災等の恐れがある場合は、避難バッグを持参の上、第二次避難所（茨木市立天王小学校）へ避難しその場所で保護する。その場合、園長又は統括主任は避難所等の行先が分かるように玄関等に張り紙を掲示し、保護者に伝達できるよう可能な手段を講じる。
- ② 教職員は残留する園児の人数、その他必要な事項を記録し園長に報告する。
- ③ 避難所で震災後24時間が経過し、且つ親の安否が確認できない場合は災害遺児としてそのまま、その避難場所で園児を保護する。

11. 避難

大地震が起きて幼稚園や周囲に火災が発生した場合や、津波の恐れがある場合、近隣マンション等の屋上へ避難する。園舎の被災が一刻を争う危険な場合と判断した時は近隣の天王保育園に一時避難し、安全を確認してから行政の指示する震災救援所の第一次避難所（天王中学校）に避難する。

① 震災救援所への避難

幼稚園より避難の際は、茨木市立天王中学校が行政の事前に指定する震災救援所になっているので、状況を確認しながら避難する。日頃より経路を把握し園児を安全に誘導できるように列を継続しながら前後にできるだけ複数の職員を配置して移動する。また、避難する際は園児の安全確保を第一とするが、出席名簿や緊急引き渡しカード・非常持ち出しの最低限のものを持ち出す努力をする。

② 広域避難場所等への避難

周囲に大災害が発生した場合、原則として第一次避難所「天王中学校」に行き、そこから地域の人と一緒に防災市民組織や消防・警察などの誘導により、他の震災救援所に避難する。

③ 津波発生時の避難

津波発生のおそれがあると判断した場合、近隣の天王保育園の屋上に一時避難する。日頃より経路を把握し園児を安全に避難させるように訓練をする。又、園児を安全に誘導できるように、列を継続しながら前後にできるだけ複数の教職員を配置して移動する。避難する際は園児の安全確保を第一とするが、出席簿・緊急引き渡しカードや非常持ち出しの最低限のものを持ち出す努力をする。

④ 幼稚園を離れる場合の注意

幼稚園を離れる場合は、迎えに来る保護者に所在を明らかにするために必要な行き先が分かるように幼稚園玄関及び建物に掲示をするか連絡メールをする。

⑤ 茨木市が指定する避難場所

ア 第一次避難場所	天王中学校
イ 第二次避難場所	天王小学校
ウ 第三次避難場所	蔵垣内公民館

1 2 . 園児又は教職員が負傷した場合

- ① 応急処置は日頃より園に備えてある救急用品で手当とする。
- ② 中程度以上の負傷者は近隣の病院又は茨木市が設置する医療救護所で手当を受ける。
- ③ 更に救命・救急処置が必要な重症者は、行政の指定する広告医療施設に搬送し治療を受ける。

13. 震災発生時から時間別対応表

	避難誘導・救護係	指示・情報伝達係	初動消係
発生	◇誘導（主に担任） 1. 園児の安全を確保する。 2. 園庭に避難させる。 3. 一時避難完了後情報伝達係へ人数等の報告。 ◇救護（フリー1名） 1. 救急用品を確保する。 2. 負傷した園児の応急処置等を行う。 3. 情報伝達係へ報告。	◇確認（主に主任） 1. 震災を周知させる。 2. 指示・火災の確認 3. 園児及び職員の安全確認と人数確認 4. 津波の確認と二次災害の有無を、テレビ・ラジオで情報収集する	◇初動対応 1. 火の元を閉じる 2. 配電盤の点検、ガス漏れ点検 3. 火災発生の場合は初期消火行動
1時間	1. 園児を保護し、保護者へ引き渡し 2. 残留園児を安全な臨時保育室へ移動させ保護する	1. 施設の安全点検及び確認 2. 周囲の建物の状況確認	1. 施設の安全確認 2. 周囲の建物の状況確認
6時間	1. 園児を保護し、保護者へ引き渡す	3. 職員の役割分担、指揮権の確認 4. 避難所への経路確認	3. 近隣住民が避難してきた場合 4. 事実の状況を情報伝達・指示係へ伝える
23時間			
1日	2. 園児を第一次避難所「茨木市立天王中学校」に移送する	1. 状況により教職員を帰宅させる 2. 園児を第一次避難所「茨木市立天王中学校」に移送する際の教職員の確保	
3日以降	1. 幼稚園再開の組織づくり 2. 教職員の確保 3. 保育室の確保・園内で使用可能な部屋の確認 4. 園児・保護者の移住状況の確認 5. 再開の際の周知方法の検討 6. 臨時クラス編成・最低限の書類を事前に作成		

3. 火災時における予防と対策

幼稚園で行う避難訓練は、様々な災害時に子どもの生命を守るための具体的な方法を教職員一人ひとりが身に付けるためのものである。その為には、いつ災害が発生しても適切な対応が出来るように環境を整えておくことが大切である。

(1) 事前の環境整備

①避難訓練の実施

- ・火災状況を想定した訓練を実施する。
- ・消火訓練を実施する。【初期消火・消火器・消火栓の取り扱い等】
- ・通報訓練を実施する。【消防署】
- ・避難通路・経路の確認をする。
- ・火災報知設備及び非常ベルの使用方法を習得する。
- ・火災発生時における各教員の役割分担を確認する。

(2) 保護者への事前連絡

- ① 保護者へは、事前に緊急時における幼稚園の対応及び避難先を周知させる。
- ② 保護者からは年度初めに緊急時引き渡しカードの再確認をする。

(3) 設置設備の点検等

- ③ 出火元となりやすいガス器具・コンセント・配線・配電等の正しい使用方法を習得及び正常に作動しているか点検する。
- ④ 万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。
- ⑤ 避難経路に障害物等はないか常に確認する。
- ⑥ 防火責任者を明示し、責任をもって日常の点検や整備を実施する。
- ⑦ 教職員は、日常の保育環境を整備しておくとともに、日常の保育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握しておく。

1. 火災発生時の手順

(1) 発生時の基本的な流れ

火災発見 → 報告 → 通報連絡 → 避難誘導 → 初期消火

(2) 保育中に火災が発生した場合

- ① 火災を発見したら（第一発見者）、大きな声で周りの教職員に知らせる。
- ② 知らせを受けた教職員は、迅速に園長及び他の教職員に火災の発生を知らせる。
- ③ 第一発見者及び知らせを聞いた教職員は可能な限り初期消火に努める。
- ④ 各教職員は園長の指示に従い無駄なく的確な行動をする。
- ⑤ 消防署への通報
- ⑥ 子どもの避難誘導（子どもの人数把握及び責任者への報告）
- ⑦ 地域住民・関係機関への連絡。

- ⑧ 落ち着いて行動することを心掛け、子どもに動揺を与えないように努める。
- ⑨ 出火元・火のまわり具合・煙・風向きなどを考えより安全な場所に避難する。
安全な場所まで避難した後で、状況により保護者に連絡をし、子どもの引き渡しをする。（緊急時引き渡しカード及び園児名簿は必ず持って避難する）
- ⑩ 火災により翌日以降保育を行なうことが困難な場合は、園長より関係各所へ連絡し今後の対応を早急に決定する。

4. その他の自然災害における対応

1. 風水害及び台風

(1) 保育中に風水害及び台風が発生した場合

- ① 強風や大雨の際は保育室で園児たちが落ち着けるように配慮する。
- ② 風で飛ばされそうな物は屋内に片付ける。
- ③ 漏水などを発見したら速やかに園長に報告する。

(2) 保育開始前に風水害及び台風が発生した場合

テレビやラジオ・インターネット等で情報を収集し、園長が登園、休園を判断する。

- ① 休園になった場合は園長より教職員緊急連絡網にて教職員に知らせる。
- ② 休園になった場合は連絡メール、または連絡網にて保護者に知らせる。
- ③ 全保護者に連絡が付いたことを園長に報告する。

(3) 風水害により施設に被害が出た場合

園長が施設の被害を確認し、翌日以降の保育ができるかを速やかに判断し、教職員と保護者に周知できるよう、連絡メールや連絡網で知らせる。

2. 落雷

- ① 屋外での体育活動をはじめとする教育活動において教職員は落雷や竜巻、急な大雨の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに天気の急変などの場合には躊躇することなく計画の変更・中断・中止等の適切な措置を講ずること。
- ② テレビやラジオ、インターネット等で気象情報を入手する。その際、気象情報に「雷を伴う」「大気の状態が不安定」という表現が使われていないか、雷注意報や竜巻注意報が発表されていないか確認する。
- ③ 積乱雲は急に発達することが多いため、雷や竜巻等突風の発生が予想される場合は屋外での活動前だけでなく、活動中も随時空の様子に注意し、気象情報を入手して状況把握に努める。

3. 竜巻が予想される場合の対処行動

【屋内にいる場合】

- ① 窓を閉め、カーテンを閉めて窓から離れる
- ② 保育室の中心部に近い、窓のない部屋に移動する
- ③ 部屋の隅やドア、外壁から離れる
- ④ 丈夫な机の下に入り、両腕で頭と首を守る

⑤ 上着や荷物で頭部を覆う

【屋外にいる場合】

① 近くの丈夫な建物に避難する

(丈夫な建物がない場合は) 近くの水路やくぼみに身を伏せ、頭と首を守る

② 車庫や物置、プレハブに避難しない

③ 橋や陸橋の下に行かない

④ 飛来物に注意する

竜巻注意報は時間に限りの情報であるが、竜巻が起こりやすい状況が続くときは再度発表されるまでその状況により判断する。

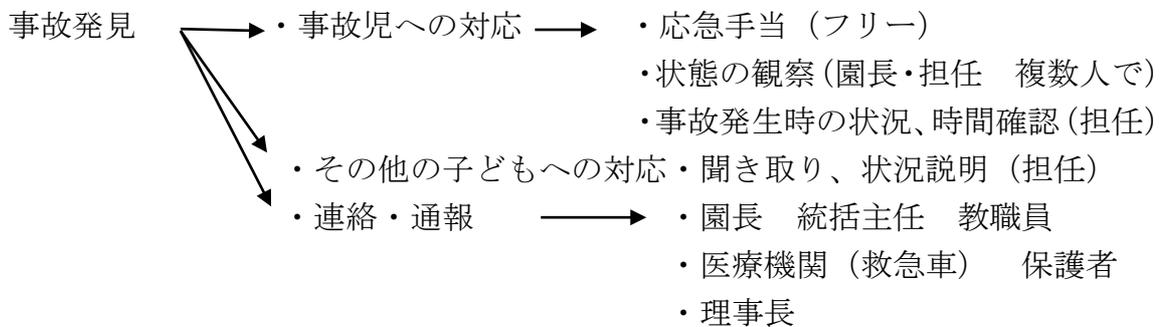
降園時刻であっても、園児を園舎内に避難させ、雷雲や竜巻等突風が通過するまで待機させる。

5. 事故発生時における予防と対応

子どもを扱う全教職員が連携し事故防止に努める必要がある。また、教職員は、事故発生時に備えて応急手当や適切な事故対応を身につけておく必要がある。

1. 事故発生時の対応

(1) 事故発生時の基本的な流れ



① 園長は事故の状況を速やかに把握する

ア 事故の状況・原因・場所・時間

イ 子どもの状態 (出血や打撲の有無・顔色・全身の状態)

※担任は事実に基づいて事故後の状態を経時的、かつ可能な限り明確に記録する。

② 職員室にいる教職員と判断する

ア 必要処置の判断は単独で行わない (園長・担任 複数人で)

イ 日頃から連絡の分担等の対応の仕方を全職員で確認する

③ 以下のような場合、保護者にかかりつけ医等を確認し、承諾を得てから医療機関に受診する。

- ア 遊具など高い場所から落ちた場合
- イ 骨折の疑いがある場合
- ウ 頭部・顔面・歯の打撲が明らかな場合
- エ ^{そうしょう}創傷が深い場合

- オ ^{しちゅうしょう}刺虫症等により皮膚の腫れがひどい場合、または広範囲に及んでいる場合
- カ 上記ア～オには該当しないが医療機関に受診の必要性が高いと判断した場合

④ 下記のような症状の場合は、救急車を要請し、すぐに医療機関に受診する

- ア 意識がもうろうとしたり、うとうととしたりしている
- イ 顔色が悪く、ぐったりしている
- ウ 出血が止まらない
- エ 吐き気やおう吐を繰り返す
- オ 火傷や熱傷の面積が広い

- カ 上記ア～オ以外であっても、直ちに救急搬送が必要であるとの判断した場合

- ⑤ 医療機関に受診する際、担任は保護者にも来院してもらうように連絡をする。但し、保護者がやむを得ない事情により来院できない場合は子どもの治療方法等については医師の判断に委ねることを十分に説明した上でその承諾を得る。
- ⑥ 医療機関に受診する際は事前に病院に連絡をし、フリー職員が付き添い、処置に必要な①の情報と子どもの既往歴やアレルギーの有無等を医師に伝える。
受診を見合わせた場合は十分に子どもの様子を観察し、症状の変化を見逃さないように努める。
- ⑦ 保護者の付添なく、医療機関に受診した場合は、原則保護者には当園まで迎にきてもらい直接引き渡す。但し、上記の場合であっても医療機関で異常なしとの診断を得て保育を継続した場合の降園方法については保護者に確認のうえ、これを決定する。
その際、保護者には二名以上の教職員でもって説明する。
- ⑧ 担任は事故後速やかに「事故報告書」を作成し、事故発生の状況分析を行い、今後の事故防止対策について全教職員で確認する
- ⑨ 治療費用等に関しては、確認書（事故報告書・支払通知書）に基づき事務担当者が説明する。

2. 事故対応計画

園長は事前に事故に対する計画を作成し、教職員に周知する。

(1) 事前情報収集

- ア 担任は園児の既往歴・アレルギーの有無・かかりつけ医・健康保険証番号
保護者の緊急連絡先等事故発生時に備えた情報収集をする。(引き渡しカード)
- イ 園長は幼稚園の近隣に所在する医療機関等の診療内容や診療時間等の詳細な情報を収集し、教職員に周知する。
- ウ 園長は日常において幼稚園における医薬品の把握を行なう。

- エ 園長は日常の幼稚園の施設、遊具、保育室内、園庭においてあらゆる事故を想定しその危険を取り除く方策を講じなければならない。
- (2) 事故発生時対応フローチャート
 - 園長は事故発生時の対応を分かりやすくフローチャートにした物を作成し、全教職員に配布し、周知徹底を図る。
- (3) 園外での保育活動についての諸注意
 - 園外保育に行く場合は事前に下見を行い危険箇所や注意箇所を確認する。また、子ども一人ひとりの行動特性や性格を把握することも大切である。幼稚園を出る際には、子どもの危険な行為について注意することや、各教職員の事故に対する意識の徹底を図ることが重要である。
- ア 担任は出発前に子どもの人数を把握し、引率職員全員に周知する。
- イ 移動中は交通車両や信号等危険予測がたつ場合では注意の声掛けを積極的に
- ウ 目的地にて、視界の利かない範囲や固定遊具には教職員が付き添う。
- エ 常に子どもの動きに注意を払い、人数確認を怠らないようにする。
- オ 帰園時は活動の報告と帰園した旨を園長に報告する。

6. 事件発生時における予防と対応

(1) 施設面の防犯対策

- ① 幼稚園の出入り口の管理
出入り口を最少減にし、できるものには施錠をする。(鍵、南京錠、ダイヤル錠)
ただし、避難時にはすぐに対応できるように工夫する。
- ② 園長は日常的にフェンスや擁壁などの点検を行い、不審な箇所は速やかに補修などの対応を行わなければならない。
- ③ 保護者や幼稚園関係者が園内に入る際は必ず保護者名札を着用してもらうよう徹底する。
- ④ 園長は防犯上必要と思われる設備の検討を教職員と行わなければならない。

(2) 教職員への対応

- ① 園長は教職員一人ひとりの危機管理意識を徹底させる為の会議や研修を怠らなければならない。
- ② 見知らぬ来園者を確認した場合、声を掛け身元を確認すると共に保護者であれば保護者名札の着用をお願いする。
- ③ 教職員は園児に対して計画的な安全指導を行なう。
- ④ 園長は警察や行政機関等公的機関からの情報に対しては全職員に速やかに周知し園児の保育室への移動や施錠の確認等適切な対応を行なう。

(3) 園児及び職員等に危害が及ぶ事態となった場合の対応

子どもの安全確保

- ① 園児の安全を最優先に考え、教職員が複数いる場合は片方が手近な備品で相手に対峙し、もう片方が園児の退避行動を指導して退避する。
- ② 避難ベルを鳴らし警察に通報する。
- ③ 相手にはできるだけ複数で対峙することが望ましいが(できれば男性職員)凶暴な場合や凶器を持っている場合は、催涙スプレー等を使い速やかに退避する。
- ④ 子どもの安全を確保したうえで園庭や遊戯室に全員集まり子どもを落ち着かす。
- ⑤ 一連の出来事を連絡メール又は連絡網で保護者に知らせ、直接引き渡す。

7. 光化学スモック等大気汚染発生時における対応

光化学スモックが発令された時は、次の措置を行うこと。

(1) 予報

- ① 注意報に備えてテレビ・ラジオやインターネット等の報道に注意すること。
- ② 屋外での特に過激な運動を避けること。

(2) 注意報

できるだけ屋外の運動を避け屋内に入ること。

(3) 警報

- ① 屋外になるべく出ないこと。
- ② 幼稚園等においては屋外の運動をやめて屋内に入り、窓を閉鎖する等の措置をとること。

(4) 重大緊急警報

- ① 屋外に出ないこと。
- ② 幼稚園等においては、警報と同じ措置をとっていることの再確認を行うこと。
なお、目や喉に刺激を感じた人は、水道水等で洗眼、うがいをするとともに市役所または保健所に連絡すること。

保護者への緊急連絡について

天王学園幼稚園では以下の場合保護者に緊急連絡をする。

- ① 自然災害・人災等で幼稚園を休園する時や登園・降園時間が変更となる場合。
- ② 保健安全法施行規則による、欠席がクラスの3分の1となり学級閉鎖を行なう場合行事等の開催を中止・変更する場合
- ③ 園長が 緊急連絡を必要と判断した場合